



◆20歳になったら国民年金の加入の届出が必要です。

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳までのすべての方が加入する制度です。国民年金は老後の支えとなる老齢基礎年金だけでなく、万が一病気やケガで障害が残ったときの障害基礎年金、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金を支給することにより、誰もが安定した生活を送れるように社会全体で支え合う制度です。

加入者は職業により、3種類に分けられています。

区 分	加入の手続き	保 険 料
第1号被保険者 (自営業者・農業・学生等)	住所地の市町村役場の国民年金窓口で自分で手続きをします。	月額15,020円(平成23年度)を自分で納めます。
第2号被保険者 (厚生年金や共済年金に加入している人)	勤務先が手続きをします。	給料から天引きされるため、個人で納める必要はありません。
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)	健康保険の扶養の手続きと同時に配偶者(第2号被保険者)の勤務先が手続きをします。	配偶者(第2号被保険者)が加入している厚生年金や共済年金などの制度全体で負担していますので、個人で保険料を納める必要はありません。

◆コンビニエンスストアで国民年金保険料を納めることができます。

身近で利用しやすいコンビニエンスストアで国民年金保険料が納められるようになりました。夜間や休日でも納めていただくことができます。

コンビニエンスストアで国民年金保険料を納められる場合は、「バーコード入りの納付書」でお願いします。
☆納付可能なコンビニエンスストア ★ポプラ ★ローソン ★ファミリーマート

問い合わせ先 住民生活課 保険係 ☎73-1415 鳥取年金事務所 ☎27-8311

ゴミの出し方のお願いです

汚れのおちていないプラスチックを出したり、缶瓶をレジ袋に入れたままゴミステーションのコンテナに出した場合は回収できませんので、次のことに協力していただきますようお願い致します。

(1)プラスチックごみ(ラップ、スポンジなど)
(週1回収集)

①汚れたものは軽く水洗いし、透明又は半透明な袋に入れて出してください。



プラスチック

②紙のラベルがついているビニールなどは、紙のついていない部分を切り取り願います。(プラスチック以外の混入物があると、町が東部広域に支払う負担金が増加する場合があります。紙のついていない部分は可燃ごみとしてください。)

(2)ペットボトル(ジュース・しょうゆ容器など)
(週1回収集)

①水洗いしをしてキャップ・ラベルを取り除き、ペットボトル本体だけをゴミステーションのコンテナに入れてください。



ペットボトル

②キャップは、役場などに設置しているキャップ回収箱に入れるか、プラスチックごみに出してください。

(3)資源ごみ(ジュース・ビール缶、瓶など)
(週1回収集)

①缶、瓶は水洗いし、ゴミステーションのコンテナに直接入れてください。



カン・ビン

②缶の中はたばこの吸い殻などを入れないでください。(リサイクルできず埋立されます。)

問い合わせ先 環境水道課 ☎73-1413